

高山市営住宅条例等の一部を改正する条例の概要について

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正（令和4年4月1日施行）により、特定公共賃貸住宅の入居者資格（同居親族要件）が変更されたことを踏まえ、下記のとおり改正する。

また、市営住宅の入居者資格についても同様に改正する。

同居親族要件は、民法第725条に規定する親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）のほか、婚約者、内縁関係にある者としていたが、新たに児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（里子）についても、同居親族に準ずる者として追加する。

